

日本共産党議員団は市政刷新へがんばります



こざき 勉



とよあし勝子



とびた 茂

9月議会の質問で取り上げた項目

<こざき 勉議員>

- 中学校給食の実施を
- 巡回バスの運行と近鉄バス
- 清掃センター跡地
- 水道企業団について
- 氷野小学校改修工事の遅れ
- 旧同和行政の終結を
- 100歳以上の行方不明者

【日本共産党が「反対」した議案】

- 「市税条例」の改正——扶養控除を廃止するため
(子ども手当が満額支給されると相殺になるが、現行の半額支給や
手当廃止になれば、扶養控除の廃止が丸々市民負担となるため)
- 水道「企業団」設立規約の承認議案——
橋下知事が府営水道から撤退、用水供給業務を市町村に押しつけるもの

<とよあし勝子議員>

- 児童虐待をなくせ
- 児童扶養手当を年金受給世帯にも
- 高齢者交流スペース事業
- 提案公募型事業
- 青年のスケートパーク設置を

<とびた 茂議員>

- 高齢者虐待について
- ふれあいディハウスなど介護予防
- 市民健診と特定健診

党議員団—市長提案の議案16件中14件(87%)に賛成!

国・府追隨でよいのか—日本共産党が市長に迫る!

【児童扶養手当】

国による所得制限の強化で、大東市で「全部支給者」が150人減っている点を取り上げ、「国に所得制限の緩和を求めよ」と追及しましたが、市長は「国が決めたことだから、やむをえない」と冷たい態度に終始。

また同手当の受給資格は、従来、母子家庭のみを対象としていたのを民主党政権が父子家庭にも拡大したことは前進ですが、母子・父子家庭とも公的年金を1円でも受けていると、支給対象外とされる問題点もあり、改善が求められます。

【府の住宅改造助成】

以前は高齢世帯も助成が受けられたが、重度障害者世帯のみに縮小されています。この点を追及すると、市長は「社会的趨勢なので、府の判断はやむをえない」と答弁。

【学校受付員の廃止】

暑い夏の日も、寒い冬の日も小学校の校門でがんばっている「受付員」制度の廃止を橋下知事が打ち出しています。

大東市として来年度からどうするのかを問うと、市長は「同制度が役割を終えたので府が廃止したと思う」と府に追隨する態度を示しました。

橋下知事が「国保の府下一本化」を推進

国は都道府県毎の国保一本化を推進していますが、橋下知事も推進派です。府下一本になれば、各市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている資金がなくなり、その分、加入者である市民の保険料が上がります。

日本共産党が取り組み、前進した主なもの

◎平野屋新田会所跡の保存

会所跡の所有者が住宅開発を府に申請。市は業者と交渉し西北部の5区画を買収、保存へ。

日本共産党は歴史特別委員会の委員長もつとめ、市教委に、会所以外の「飯盛山城」「堂山古墳」など市内の歴史的遺産の保存整備計画を立案させてきました。

◎「だんじり」の市内1箇所への集結をぜひ

市内には33台の「だんじり」があり、岸和田にも負けないものです。日本共産党は折

に触れて、行政が市内1箇所での「だんじり」集結を関係者に働きかけるべきだと訴えています。

◎「生活福祉資金」の貸付条件を緩和

同「資金」は20万円まで借り入れできますが、市内在住の保証人が必要なため、改善が求められていました。日本共産党の働きかけで、低額(3万円以下)の場合は「保証人なし」で、貸付可に改善させ、喜ばれています。

商業振興と産業活性化で街の魅力を引き出す

オペラパーク(京阪百貨店)進出で周辺商店がどうなる？

★「虐待死」が大東でも発生！

★大東市のがん検診予算は箕面市の2割以下

★市民健診有料化で受診率が低下→無料に戻す自治体が増えている

★小学校の統廃合一四小・四小南小につづいて北条小と北条西小、深野小と深野北小の統合を予定

★氷野小改修工事が遅れ、2学期にズレこむ
泉小改修工事業者の倒産に続いて

★「ヒューネット大東」の公金違法支出裁判が地裁で結審！

【大東市政「こころ」が問題】

市教委は「中学校給食」がスタートというけれど、実態は業者弁当の配達!

「諸福中」「南郷中」「谷川中」「住道中」で試行

市教委は10月から「諸福中」「南郷中」「谷川中」「住道中」の4校で、「デリバリーランチ」方式による「中学校給食」を試行的に始めることを表明、家で弁当をつくってもらえない子どもには朗報です。

しかし、9月議会での日本共産党の質問に、市教委は「家庭弁当があくまでも基本。事情で弁当を持参できない子どもへの補完的な措置」と答えているように、弁当を持参できない子どもから業者弁当の注文を取りまとめ、業者に学校に配達させるもので、とても「中学校給食」と呼べる代物ではなく、市教委の経費負担は一切ありません。

しかも先行実施している大阪市では、全生徒のうち、デリバリーランチを買っているのは7～8%に過ぎず、大東市でどの程度の需要があるかは不明です。業者は採算が合わなければ撤退する事態も起こりえます。

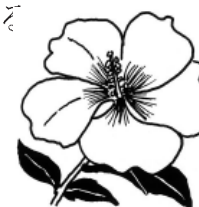
議員提案で「マナー条例」制定の動き

市議会で検討中の「マナー条例」案は、表題はマナー条例ですが、内容は「迷惑行為」の規制が大半です。

「マナー」と「迷惑行為」は重なる部分があっても違う概念で、これらを「マナー条例」でくくるのは無理があります。

元々、「マナー」とは、テーブルマナーなどの用語があるように、「礼儀、作法」を指す(国語辞典)とされ、人によって、また時代や場所によって変化し、異なるものです。

「迷惑行為」の規制を理由に、人の内心に関わる「マナー」を条例で規制するのは問題です。



マナー条例の問題点

<問題点1> 「マナー」と「迷惑行為」を混同

- ・憲法19条は、国民の「思想・良心の自由」、いわゆる「内心の自由」を保障している。極論すれば、国民がマナーに反する思想を持っていたとしても、それが「内心」に溜まる限りは憲法で保障され、それに反する法令は明確に違憲である。
- ・ルール違反行為を規制するとしても、「内心」を法令や条例で規制することは不可能なので、現れた「外形的行為」(迷惑行為)を対象に禁止規定を設けることに限定され、「マナー条例」で市民のマナーを制限することはできない。

<問題点2> 刑罰による禁止行為の対象が不明確

- ・刑罰法規の原則である「罪刑法定主義」とは、いかなる行為が犯罪で、これにいかなる「刑罰」が科せられるか、犯罪要件を法律で明確に規定していない限り、処罰されないという原則である。それは刑罰規定が不明確であれば、その運用が恣意的になり、国民の基本的な人権が侵害される恐れがあるからである。

- ・本条例案では、犯罪要件の定義、特定があいまいである。



人の「内心」を規制するマナー条例は問題です！

一部市民の迷惑行為を理由に、市議会で「マナー条例」制定の動きが強まっています。しかし、マナーという、「内心」に関わるものを条例で規制したり、罰則を設けて取り締まるのは憲法違反で

す。また行政による上からの規制で果たして効果があるのか、疑問の声が出されています。そこで日本共産党議員団の見解を再度、掲載します。